**平成２４年（フ）第６２８５号**
東京都墨田区両国４丁目32―16―1103
破産者　加藤　正和
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６３４６号**
埼玉県八潮市大字大瀬1425―12
破産者　石川　祥司
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６５７０号**
東京都港区海岸１丁目６－１―715
破産者　佐々木隆宏
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６９３３号**
東京都町田市本町田3046―６
破産者　及川　輝之
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第７５４９号**
東京都中央区日本橋小伝馬町13番地13
破産者　株式会社大道商事
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第７５９５号**
東京都足立区江北７丁目18―23、開始決定時の住所東京都足立区谷在家１丁目13―15
破産者　鄭　　明道
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８００１号**
埼玉県草加市遊馬町1157－１　ウエストシティⅡ―102、開始決定時の住所東京都足立区宮城１丁目１―27
破産者　長谷川昌弘
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８００２号**
埼玉県草加市遊馬町1157－１　ウエストシティⅡ―102、開始決定時の住所東京都足立区宮城１丁目１―27
破産者　長谷川伊玖子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８５８０号**
東京都渋谷区恵比寿南３丁目２番10号―Ｂ１
破産者　ネットグリッド株式会社
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８５８１号**
東京都墨田区両国３丁目21―15―603
破産者　佐藤　晃宏
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第８８６９号**
東京都板橋区徳丸８丁目２番６号
破産者　有限会社イオ
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９０８１号**
東京都文京区水道２丁目４―25　丸亀紙工
破産者　馬場　政則
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９０９７号**
長野県上伊那郡飯島町飯島686番地
破産者　ヤマミガラス株式会社
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９１７８号**
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上57番地の２
破産者　有限会社田中商店
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９１７９号**
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上57―２
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９１８０号**
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上57―２
破産者　田中　和夫
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９１８１号**
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目５―１―202
破産者　田中　安憲
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９５５７号**
東京都江東区東砂７丁目２―18
破産者　佐々木隆司
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９６６５号**
東京都千代田区二番町４―４―602
破産者　岩崎　大地
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９７５３号**
神奈川県横浜市戸塚区柏尾町1231番地
破産者　株式会社グラス・パパ
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９７７７号**
東京都世田谷区北沢３丁目11―12―101、住民票上の住所東京都府中市住吉町２丁目30―40―1303
破産者　都丸　博之
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９９０１号**
東京都練馬区小竹町２丁目51番２号
破産者　株式会社ティグリス
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部